

令和6年6月20日
庶務課

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成27年4月1日施行）の第13条第1項第2号「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」に基づき、債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
奨学資金貸付金	104,000 円	1 件	令和6年3月29日